

災害時における情報伝達手段等の整備に関するアンケート結果の概要

1. 防災対策

①【地域防災計画への記載】

地域防災計画における情報伝達手段*に関する記載の有無（対象：4県160市町村）

※情報伝達手段とは、災害時の情報の収集、伝達及び災害に関する予報、警報の伝達手段のことをいう。

- 全ての団体（4県160市町村）で、地域防災計画に情報伝達手段に関する記載があります。
- 市町村防災行政無線、放送事業者との連携、広報車、メール配信、Lアラートの活用等に関する記載が多くあります。

主な内容

市町村防災行政無線^{※1}（116 団体）、放送事業者等（テレビ、ラジオ、コミュニティFM、CATV）との連携（77 団体）、広報車等（73 団体）、メール配信^{※2}（63 団体）、ホームページでの情報発信（44 団体）、各種無線^{※3}（37 団体）、Lアラート^{※4}（35 団体）等の記載

- ※1 市町村防災行政無線：市町村が開設する防災用無線で、住民向けに緊急情報等を流す同報系防災行政無線と防災関係者同士で使用する移動系防災行政無線をいう。
- ※2 メール配信：市町村等から発出する緊急情報をその地区に存在している携帯電話等に一斉に配信する緊急速報メールと、あらかじめ個人等が市町村等に登録をして、市町村等から発出する緊急情報を携帯電話等で受信をする登録制メール等をいう。
- ※3 各種無線：本庁一支所間等を結ぶ無線、MCA無線、簡易無線、トランシーバー等の無線をいう。
- ※4 Lアラート：市町村等が発信する地域（Local）の災害情報等を集約し、テレビやインターネット等の多様なメディアを通じて住民等に一括配信する災害情報共有システム（（一財）マルチメディア振興センターが運営）をいう。

②【地域防災計画の見直し】

平成28年度中の情報伝達手段に関する見直しの有無（対象：4県160市町村）

- 地域防災計画の情報伝達手段に関する記載の見直しを行っている団体は64団体（約39%）であり、主に、Lアラート、避難勧告伝達体制についての見直しが行われています。

主な改正内容

Lアラート（9 団体）、防災行政無線（5 団体）、メール配信（3 団体）、SNS（3 団体）、衛星携帯電話（2 団体）等の記載の追加等

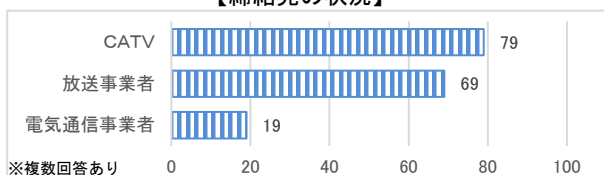
③【情報通信事業者との相互応援協定の締結】

電気通信事業者、放送事業者、CATV事業者との相互応援協定*締結の有無（対象：4県160市町村）

※相互応援協定とは、地方公共団体が地元の放送事業者、CATV事業者又は電気通信事業者と、災害時における緊急放送、避難命令等の伝達などを優先的に実施する協定をいう。

- 電気通信事業者、放送事業者、CATV事業者との相互応援協定は121団体（約74%）で締結しています。

【締結先の状況】



2. 防災・減災ツール

【衛星携帯電話等の保有状況】

衛星携帯電話、防災ラジオ※1、防災カメラ※2、ソーシャルメディア及び登録制メールの利用状況

※1 防災ラジオとは、普段は通常のラジオとして利用でき、市町村から住民に対して連絡事項がある場合に、コミュニティFM放送局等と連携して、市町村からの操作によりラジオを自動起動させて必要な情報を伝えることができるラジオをいう。

※2 防災カメラとは、主に河川監視、波浪監視、道路冠水監視等を行うため無人カメラを設置し、その映像・画像を地方公共団体等にリアルタイムに送り届けるものをいう。

○ 衛星携帯電話（対象：4県160市町村）

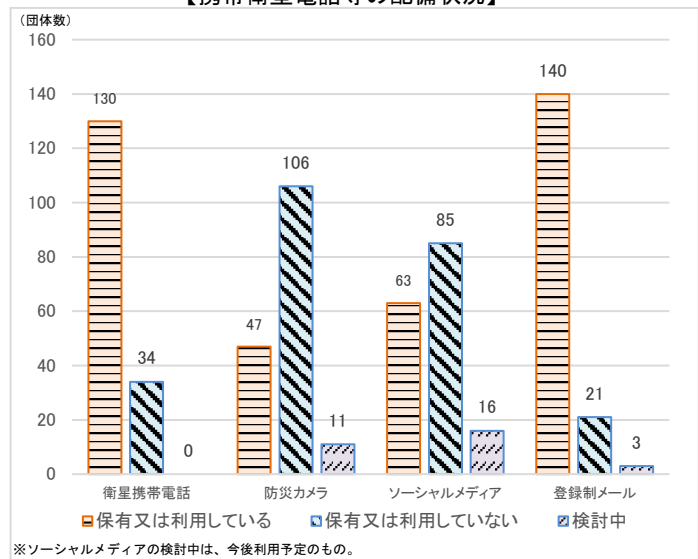
130団体（約79％）において、計1,319台保有しています。

また、配備先は、本・支庁舎（消防機関を含む）、病院、町内会長宅、避難所等に配備しており、自治体あたり平均約10台程度の配備状況となっています。

○ 防災カメラ等（対象：4県160市町村）

防災カメラは、47団体（約29％）で、ソーシャルメディアは、63団体（約38％）で、また、登録制メールについては、140団体（約85％）で利用しており、登録制メールを一番多く利用しています。

【携帯衛星電話等の配備状況】



○ 防災ラジオ（対象：160市町村）

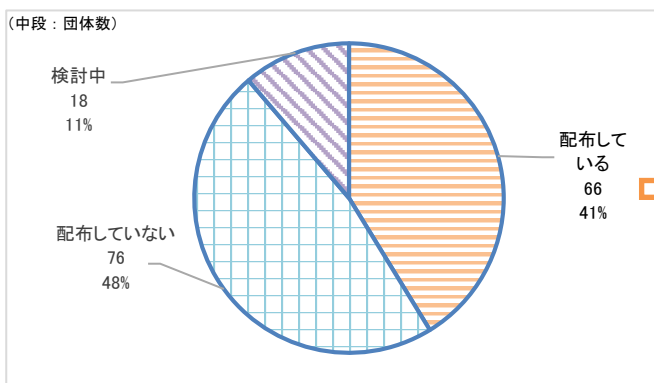
防災ラジオについては、66団体（約41％）で配布しています。このうち、自治体が配布しているものは61団体で、残り5団体は事業者と連携して配布しています。

・ 防災ラジオのタイプ、配布先等

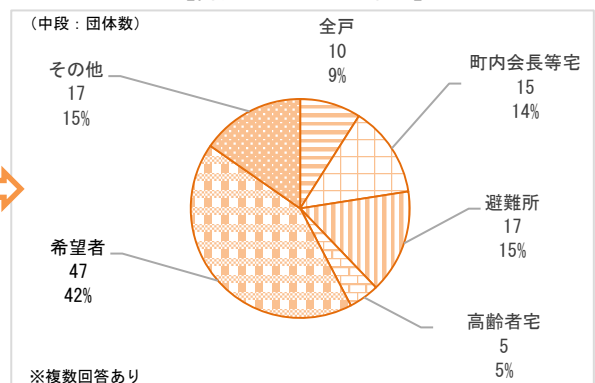
66団体中、防災行政無線（同報系）の電波を直接受信するタイプが50団体で、コミュニティFMと連携するものが16団体配布しています。

また、66団体中43団体（65％）が有償で配布しており、住民等の負担額及び配布先の状況は下図のとおりです。

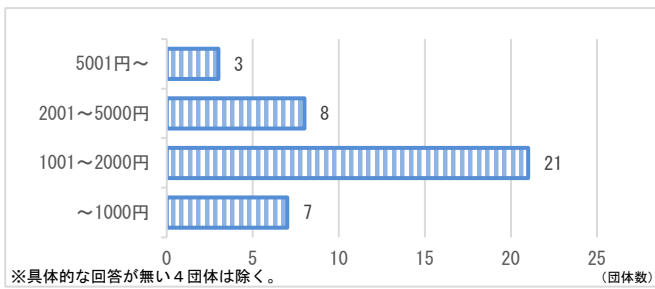
【防災ラジオの配布状況】



【防災ラジオの配布先】



【住民等の負担額】



3. 避難所

①【避難所のWi-Fi環境】

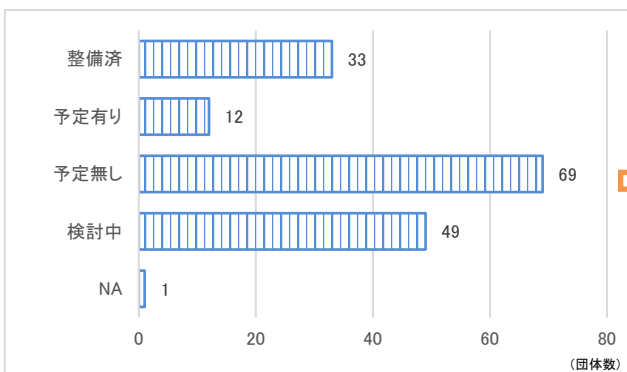
団体自らが避難所にWi-Fi環境を整備している状況（対象：4県160市町村）

○ Wi-Fi環境

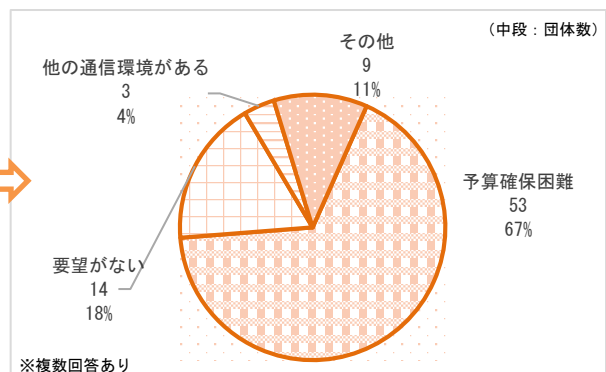
整備済の団体は33団体（約20％）であり、整備を予定又は検討中の団体を含めると94団体（約57％）となっており、積極的な環境整備について検討されていると思われます。

整備の予定がないと回答があった団体は69団体（約42％）となっており、その理由を複数回答で聞いたところ、予算確保が難しいとの回答が多数を占めました。

【Wi-Fiの整備状況】



【整備予定のない理由】



②【避難所の防災ツール】

避難所への、テレビ、ラジオ、携帯電話等の充電器、特設公衆電話※の配備状況（対象：160市町村）

※ 特設公衆電話とは、災害発生時等の緊急時に避難所等に設置される電話をいう。

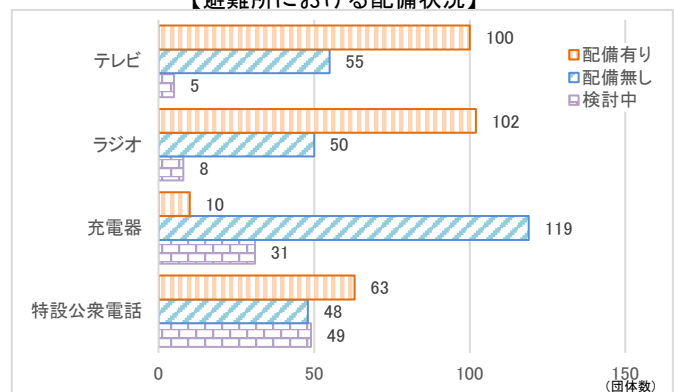
○ テレビ、ラジオの配備

重要な情報入手ツールであるテレビ、ラジオについては、いずれも約100団体（約63％）が配備しています。

○ 充電器の配備

携帯電話やスマートフォンの充電器については、ほとんどの避難所で配備していないが、31団体（約19％）で今後の配備が検討されています。

【避難所における配備状況】

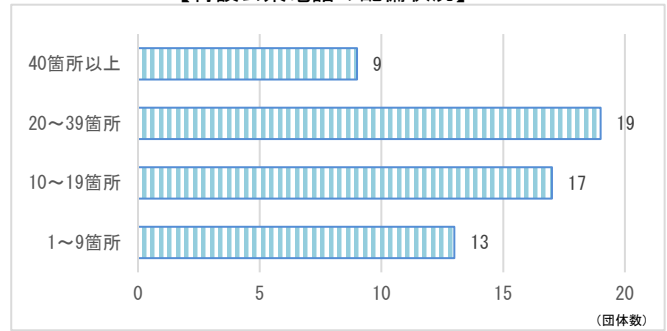


○ 特設公衆電話の配備

63団体（約39%）が配備しており、検討中の団体も49団体（約31%）存在しています。

また、配備している団体の傾向としては、概ね、各団体あたり数十カ所の避難所に設置していることとなります。

【特設公衆電話の配備状況】



4. 情報伝達

①【Lアラート】

Lアラート経由の情報提供の有効性（対象：4県160市町村）

○ 有効であると、ほぼ全団体の154団体（約94%）が回答しています。

○ 市町村における入力項目の数については、143団体（約87%）が現状のままで良いと回答しています。

②【臨時災害FM放送局】

臨時災害FM放送局*の認知及び災害時等の開局の意向（対象：160市町村）

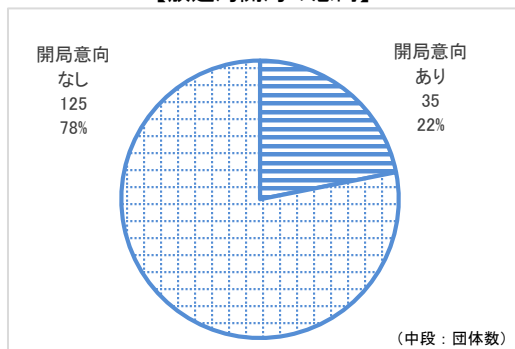
※ 臨時災害FM放送局とは、災害発生時にその被害の軽減を図る等臨時かつ一時の目的のため、地方公共団体等が開設するFMラジオ放送局のことをいう。

○ 臨時災害FM放送局を「よく知っている」「なんとなく知っている」と回答した団体は、117団体（約73%）であったが、「知らない」と回答した団体は43団体（約27%）存在しています。

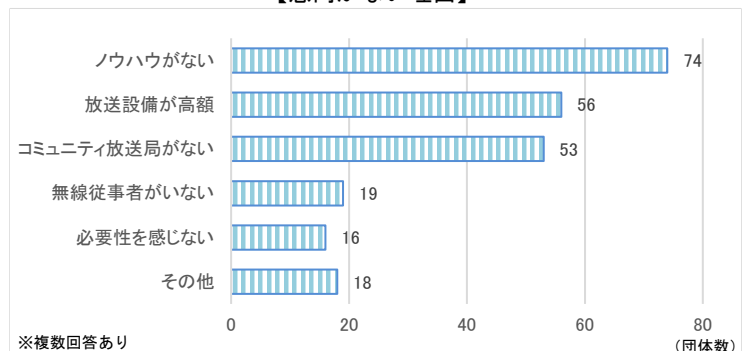
○ 災害時の開局の意向については、「意向あり」が35団体（約22%）あり、160市町村の3/4以上の団体は「意向がない」と回答しています。

○ 「意向がない」ことについての理由は、開局までのノウハウがないことや放送設備が高額であること等が挙げられています。また、既にFM放送局と協定を結んでいるため必要がない等の理由がありますが、一方で、10団体が既に放送設備を所有しています。

【放送局開局の意向】



【意向がない理由】

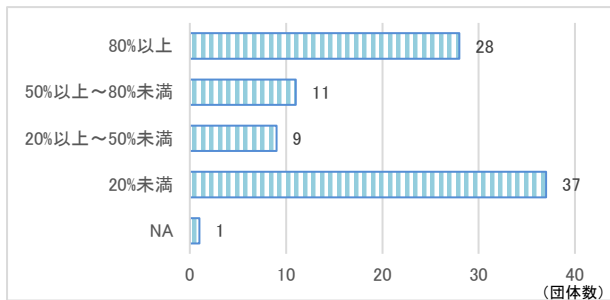


③【防災行政無線（同報系）専用の戸別受信機】

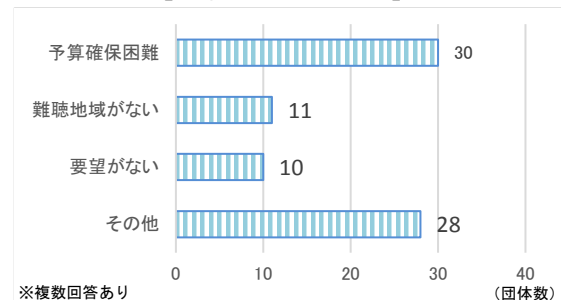
戸別受信機（通常のラジオ機能を有する機器を除きます）について、難聴地域への配布状況、全世帯に対する配布割合等（対象：160市町村）

- 配布している団体は、約半数の86団体（約54%）です。
- 戸別受信機を配布していない理由については、予算確保が困難、戸別受信機の代わりに防災ラジオを配布しているため等の理由があります。

【全世帯に対する配布割合】



【配布していない理由】



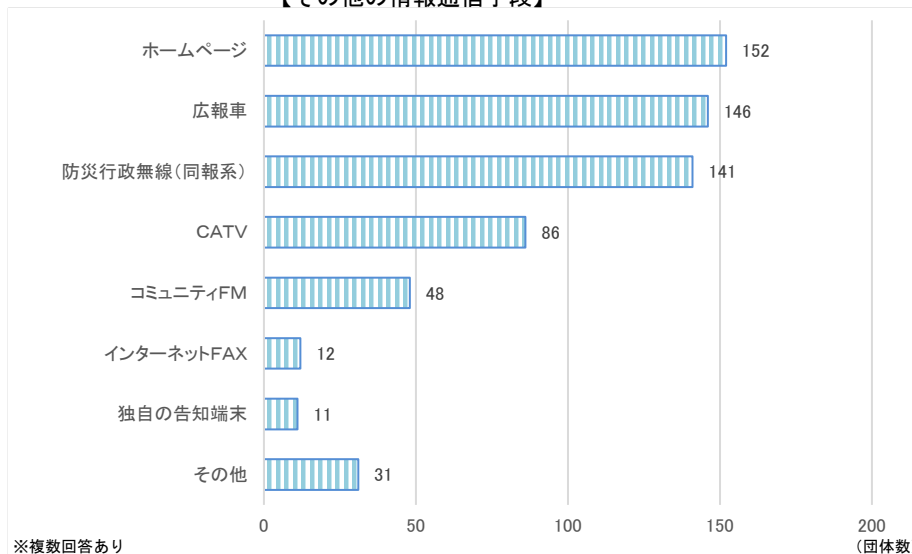
④【その他の住民向け情報伝達手段】

住民向けにどのような情報通信手段を整備しているか。（対象：4県160市町村）

- ホームページ、広報車、防災行政無線（同報系）による情報伝達手段が、全団体のほとんどで利用されており、地域性の高いCATVやコミュニティ放送を利用している団体も存在しています。
その他、自治体独自のアプリケーションや音声応答サービス等が利用されています。
- 今後、整備したい情報伝達手段としては、上記の手段以外に、V-Low マルチメディア放送*や防災行政無線（同報系）に連動した戸別受信を整備したいとの希望があります。

※ V-Low マルチメディア放送とは、リアルタイム型放送だけではなく蓄積型放送により、映像・音声・データの様々な情報を組み合わせて送信する地域向けの放送サービスをいう。（99MHz～108MHz の周波数を使用したデジタル放送）

【その他の情報通信手段】



5. その他

①【災害対策用の移動電源車及び移動通信機器の貸与制度】

総務省が、災害発生時に、移動電源車、衛星携帯電話、MCA無線機、簡易無線機を、自治体等からの要望により無償で貸与できることについての団体の認知について（対象：4県160市町村）

- 移動電源車については109団体（約66%）が、移動通信機器については99団体（約60%）が「知っている」との回答がありますが、1/3強の団体は知らないことから、引き続き周知が必要です。

②【その他】

ご意見・要望等（対象：4県160市町村）

- 財政的な支援がほしい。
- 情報通信システム等の整備や有効性についてアドバイスがほしい。
- 災害において必要な情報等を、ひとつの地図上でまとめて管理するシステムは作れないか。
等のご意見・要望があります。